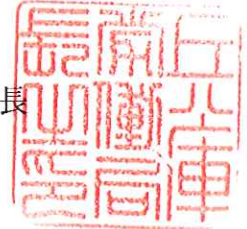


兵労発基 0507 第 2 号
平成 26 年 5 月 7 日

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
兵庫県支部長 殿

兵庫労働局長



平成 26 年「建設業労働災害防止強化月間」の実施について

労働行政の推進につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、兵庫県内の建設業における昨年の労働災害発生状況は、休業 4 日以上之死傷者数が 592 人となり 36 人の増加となりました。

また、死亡者数は 9 人と大幅に減少いたしましたが、本年に入ってから急増し、誠に憂慮すべき事態となっています。

本年の死亡災害のうち半数以上が「墜落・転落災害」であり、従来型の死亡災害が多発していることから、リスクアセスメント等の確実な実施や「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく手すり先行工法等「より安全な措置の実施」の普及促進が不可欠であります。

当局では、建設業における労働災害を防止するため、毎年 7 月を「建設業労働災害防止強化月間」と定め、労働災害防止活動の推進を図っているところですが、今年度もその実施要綱を別添のとおり定めたところです。

つきましては、本月間の趣旨をご理解いただき、貴協会におかれましても、本月間の主唱者、協賛団体として、実施要綱に定める事項を展開していただくとともに、会員各位に対する特段のご指導をお願いいたします。



平成26年 建設業労働災害防止強化月間実施要綱



主 唱 兵 庫 労 働 局
各 労 働 基 準 監 督 署
建設業労働災害防止協会 兵庫県支部

協 賛 一般社団法人 兵庫労働基準連合会
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会兵庫県支部
一般社団法人 日本クレーン協会兵庫支部

1 趣旨

兵庫県内の労働災害（全産業）は長期的には減少傾向にあるが、死傷者数（休業4日以上、以下同じ。）は平成24年、25年とわずかに減少したものの、ほぼ横ばいの状況にある。

建設業においては、平成25年の死亡者数は9人と過去最少となったが、死傷者数が592人と、昨年より36人増加した。また、本年になって死亡災害が急増し、誠に憂慮すべき事態となっている。

平成25年における建設業の死傷災害を事故の型別でみると墜落・転落が35%を占め、死亡災害においても9人中4人が墜落・転落災害であり、未だ在来型の災害が絶えない状況である。

また、死傷災害では被災者の約半数が50歳以上であり、高齢化傾向も認められる。

このように、新しい型の労働災害ではなく在来型の災害を防ぐには、建設現場の各所に潜む危険を評価し、適切な措置を行うリスクアセスメント等の確実な実施や「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（以下「総合対策要綱」という。）に基づく「より安全な措置」等の普及促進が不可欠である。

このため、本年度も7月を「平成26年建設業労働災害防止強化月間」（以下、「強化月間」という。）と定め、元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底、法令に則した発注・施工、リスクアセスメントの確実な実施による労働災害防止活動の推進や総合対策要綱の普及促進等、事業者のみならず、行政、発注者、災害防止団体等の関係者が一丸となって、県下全域で集中的かつ効果的な労働災害防止活動の推進を図ることとする。

2 実施時期

平成26年7月1日から平成26年7月31日まで

3 目標

- ・ 墜落・転落災害の防止
- ・ 車両系建設機械及び移動式クレーン災害の防止
- ・ 土砂崩壊災害の防止
- ・ リスクアセスメント等の確実な実施
- ・ 高齢者に対する労働災害の防止
- ・ 解体工事における労働災害の防止
- ・ 熱中症の予防
- ・ 石綿及び化学物質の適正な管理及び処理

4 実施事項

(1) 主唱者

- ア) 関係災害防止団体・事業者・局署による合同パトロールの実施
- イ) 建設工事現場に対する集中的な個別監督・指導
- ウ) 建設業の災害防止に係る建設工事関係者連絡会議の開催（6月～7月中）
- エ) 発注機関等への強化月間推進の文書要請
- オ) 建設業の災害防止のための集団指導等の実施
- カ) その他建設店社及び建設工事現場に対する実施要綱についての周知
- キ) 広報誌等による広報活動

(2) 発注者（要請事項）

- ア) 現場担当職員に対する労働安全衛生法令についての教育・研修の実施
- イ) 工事の計画段階における工期、工法、作業要領等についての安全衛生事前審査の徹底
- ウ) 発注条件の適正化（労働安全衛生規則改正に伴う適正な足場等の設置に必要な経費等の計上）、発注の平準化と工期の弾力化等
- エ) 発注者を中心としたパトロール、関係事業者全てを構成員とする災害防止協議会の設置と、その決定に基づく安全衛生活動の推進
- オ) 入札参加者指名時における安全成績の優良な業者の選定及びリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入

(3) 工事实施者（建設店社及び建設工事現場）

- ア) 経営首脳による強化月間目標の設定及び現場パトロール等の安全衛生管理活動の推進
- イ) 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- ウ) リスクアセスメントの実施に基づく工事安全衛生目標の設定及び工事安全衛生計画の作成・実施
- エ) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（略称コスモス）に基づく管理活動の推進、安全衛生活動の達成状況の評価とそれに基づく計画・活動要領等の見直し・改善
- オ) 墜落・転落災害の防止対策
労働安全衛生規則に基づく適正な足場等の採用、手すり先行工法の採用等による足場等の安全性確保及びガイドラインの周知、総合対策要綱に基づく「より安全な措置」等の普及促進、脚立や保護帽（「墜落時保護用」）の適正使用、安全带等保護具の適正使用及び不適格な安全带の使用禁止とハーネス型安全带の使用促進
- カ) 車両系建設機械、移動式クレーン等による災害防止対策
有資格者の配置、作業計画の作成、使用手順・合図の確認、路肩等の崩壊防止、幅員の確保、誘導者配置や作業半径の立入禁止措置による接触防止対策の実施
- キ) 土砂崩壊災害の防止対策
1.5 m以上の深さの溝掘削作業時における土止め先行工法の採用とその普及、安全な勾配の確保、掘削面の状態に係る安全点検の励行
- ク) 解体工事における災害防止対策
リスクアセスメント手法を用いた作業計画の策定、現場責任者・作業主任者の直接指揮、上下作業の禁止、合図の統一、保護帽（「墜落時保護用」）・安全带等保護具の適正使用及び不適格な安全带の使用禁止、ハーネス型安全带の使用促進
- ケ) 木造家屋等低層住宅建築工事における災害防止対策
改正労働安全衛生規則に基づく適正な足場等の採用、手すり先行工法の採用等による足場等の安全性確保及びガイドラインの周知、足場先行工法の採用による安全な作業床の設置、「総合対策要綱」に基づく「より安全な措置」等の普及促進、木造建築物の組立作業主任者による直接の現場作業指揮、脚立、保護帽（「墜落時保護用」）・安全带等保護具の適正使用及び不適格な安全带の使用禁止とハーネス型安全带の使用促進
- コ) 木工機械等による災害の防止対策
適正な接触防止措置、安全装置等の機械安全措置に係る日常的点検による有効保持
- サ) 新規入場者教育や職長の再教育等の現場作業員に対する安全衛生教育の実施とその内容の充実
- シ) 熱中症予防対策
WBGT（暑さ指数）を指標とした作業環境管理（日除け・通風設備の設置、適度の水分・塩分補給、休憩時間の確保）
- ス) 化学物質等の適正な管理及び処理による職業性疾病の防止
建物解体工事における石綿障害予防規則に基づく石綿ばく露防止措置の確保、酸欠・硫化水素危険作業場所における災害防止対策の励行

(参考) 兵庫県内における建設業の月別労働災害発生件数 (過去5年間の累計)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
233	263	258	2324	220	232	244	227	243	258	257	240
6	10	8	8	3	7	7	6	9	3	9	3

上段の件数のうち死亡者数を下段に表記